

【国際研修・共同研究】

第57回ベトナム法整備支援研修（首相府）

国際協力部教官（現JICA長期派遣専門家）

松尾 宣宏

第1 はじめに

1 概要

法務総合研究所国際協力部は、2017年7月17日（月）から同月29日（土）まで（移動日を含む。），グエン・スアン・タインベトナム首相府官房副長官を団長とする研修員10名¹を対象に，第57回ベトナム法整備支援研修を実施した。

本研修は，2015年4月開始の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（以下，「現行プロジェクト」という。）の一環として，カウンターパートの一つである首相府を対象として実施されたものである。

2 背景・目的

(1) 首相府のカウンターパートとしての位置付け

ベトナム首相府は，現行プロジェクトにおいて，新たに対象機関となったものであり，ベトナム政府が国会に提出する法規範文書（ベトナムにおける広義の法令）の審査を行う権能を有しているほか，関係省庁の総合調整機能も有しており，ベトナムにおける法規範文書の制定段階や，法規範文書を作成する前提としての政策立案・調整の段階において重要な役割を果たしている。

現行プロジェクトにおける成果の一つに，ベトナムにおける「法令の整合性・明確性の確保」があるところ，法令の整合性・明確性確保に向けた取組みにおいては，これまで，2回の本邦研修において，法令審査のための技術的側面の知見・経験の共有を図ってきた²ところであり，今後，さらに，具体的な法令を題材とし，具体的に検討しながらその能力向上を図る必要がある。

(2) 研修テーマ選定の背景

この点，近時，現行プロジェクトでは，不動産・動産等あらゆる財産を対象とした統一的な財産登記法の制定に向けた支援活動を重点化させている³。

同法の所管はベトナム司法省であるが，ベトナムでは，現状，様々な財産登録の制度が所管機関を別々とする複数の法規範文書によって根拠づけられている。

このような事情に鑑みれば，財産登記法の制定に当たっては，政策立案や制度設

¹ 研修員は，別紙1（名簿）のとおり。

² 2016年度の首相府対象の本邦研修については，ICDNEWS 第69号「第53回ベトナム法整備支援研修」（筆者執筆）を参照されたい。

³ 財産登記法関連の取組み全般については，ICDNEWS 第72号「ベトナムにおける財産登記法制定支援」（川西一・前ベトナム長期派遣専門家執筆）を参照されたい。

計の段階から、これら関係機関との調整を図り、関係各法規範文書との整合性に十分留意することが必要であるところ、関係機関の総合調整を担う首相府に対し、安定した運用を誇る日本の不動産登記制度等の知見と経験を共有し、充実した財産登記制度がもたらす効能を理解させることは、財産登記法の制定に向けた活動の重要性を理解させ、その活動を推進する効果を生むこととなる。

また、そのような効果と併せ、財産登記法という具体的な法令を題材とし、法令の整合性・明確性確保に向けた首相府職員の審査能力の向上という効果も見込める。

さらに、首相府は、近時、不良債権処理や金融機関再編に向けた活動や民事執行の充実化にも非常に関心を有しているところ、不良債権処理や金融機関再編に当たっては、担保財産の円滑な処理が大きな役割を果たし、そのためには安定した登記制度が必要不可欠である上、民事執行の実効性は、安定した担保法制及び登記制度に支えられているといえる。

首相府の上記関心事項との関係からも、財産登記制度の構築が大きな意義を有することをインプットすることで、首相府にますますその重要性を理解させるという効果が期待できる。

(3) 以上のような背景から、本研修は、講義や研修員との意見交換を通じて、登記制度、執行制度等に関する法制やその重要性、それらが実効的に機能する状況に対する理解を深め、ベトナムにおける財産登記法の制定や、首相府の法規範文書に対する審査能力の向上に貢献することを目的として実施した。

第2 研修内容⁴

本研修では、不良債権処理、民事執行及び登記制度のテーマが相互に関連するものであることから、研修の具体的なプログラムを構成するに当たっても、研修テーマ相互の関連性に留意した。

1 表敬訪問

研修員は、佐久間達哉法務総合研究所長（7月18日午前）及び黒川弘務法務事務次官（7月19日午後）をそれぞれ表敬訪問した。

各表敬訪問において、研修員は、今回の研修実施についての感謝の意を述べ、佐久間所長及び黒川事務次官からは、それぞれ、今後も、日本とベトナムの法・司法分野の交流が続していくこと、今回の本邦研修が実り多いものになることを願う旨の発言がなされた。

2 民事執行制度の経験や知見についてのインプットを目的とするもの

(1) 講義「日本の民事執行・民事保全法制について」（7月18日午後）

当部梅本友美教官において、日本の民事執行法、民事保全法について講義を行い、日本において、民事関係の権利実現がどのようにして行われているかについての概

⁴ 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。

要のインプットを行った。

(2) 講義「比較法の観点から見た民事執行制度」(7月26日午前)

立命館大学の平野哲郎教授から講義をいただき、日本だけでなく、アメリカやドイツなど、様々な国々の民事執行制度を比較しながら、そのメリット・デメリットについて検討しつつ、ベトナムにとって理想的な民事執行はどのようにあるべきかについて併せて検討した。

(3) 大阪地方裁判所民事執行センター訪問(7月26日午後)

大阪地方裁判所民事執行センターを訪問し、同センターの裁判官、書記官及び執行官と意見交換を行うとともに、実際の民事執行の手続きの現場を見学したこと、研修員たちは、日本の民事執行が効率的に行われている点についての理解を深めていた。

3 日本の登記制度についての経験や知見についてのインプットを目的とするもの

(1) 講義「日本の財産登記制度の概要」(7月21日午後)

当部大西宏道教官から講義を行い、不動産登記制度を中心とした日本の登記制度の概要についてインプットを行った。

研修員は、登記に関して特別な知見を有するものではないため、当初、技術的側面が強い登記制度の話題に戸惑っていたが、大西教官から基礎的事項の説明を繰り返し受けるうちに、理解を深めていったようであった。

(2) 講義「日本の不動産登記制度の構築」(7月24日午前)

元横浜方法務局長の新井克美氏⁵より講義をいただき、不動産登記制度の定着及び発展が、いかに日本経済の活性化に資したか、その歴史的背景について理解を深めるためのインプットを行った。

研修員らは、複雑な権利関係を有する不動産であっても、登記制度を構築しきちんと法的権利関係を整理していれば、具体的な取引の場面において混乱を生じないということを感じ取ったようであった。

(3) 講義「財産登記と担保物権」(7月24日午後)

慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授⁶より講義をいただき、日本の民法を題材として、民法が想定する取引の事案において、当該取引における法律関係がどのように登記に反映されるか、また、その実体法上の効果はどのようなものかについてインプットを行った。

本研修の研修員は、立法そのものを専門とするものではなく、民法等の実体法の取扱いに精通しているとは言い難かったことから、実体法によって規律される権利

⁵ ベトナム司法省を対象とし、財産登記法をテーマにした第54回ベトナム法整備支援研修においても講師を引き受けさせていただいた。詳細は、ICDNEWS 第69号「第54回ベトナム法整備支援研修」(伊藤淳国際協力部教官《当時》執筆)を参照されたい。

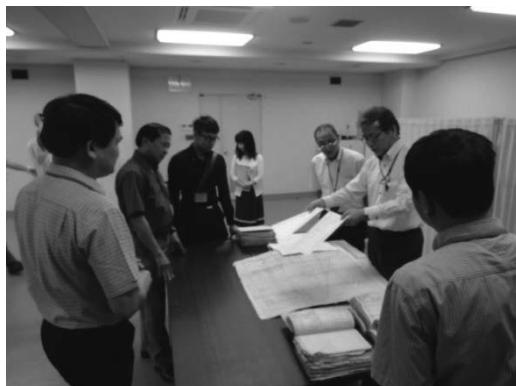
⁶ 新井克美氏と同じく、第54回ベトナム法整備支援研修でも講義を引き受けさせていただいた。なお、ベトナム財産登記法に関する松尾教授の問題意識については、ICDNEWS 第69号「2015年ベトナム民法と財産登記制度の課題」を参照。

関係が登記制度にいかに反映されているか、という相互の関連性について理解を深めるべく、本講義を設定した。

(4) 大阪法務局訪問（7月25日午前）

大阪法務局を訪問し、実際の登記申請及び受付の現場を見学するとともに、登記手続について説明を受けた。

研修員らは、実際の登記手続きの様子について理解を深めるとともに、100年以上前から不動産登記制度が機能しており、そのころの公図など、古い資料が活用可能な状態で保存されていることに感心している様子であった。



【大阪法務局見学】



【法務総合研究所国際協力部長(当時)と研修員】

4 日本の不良債権処理の経験や知見についてのインプットを目的とするもの

(1) 講義「日本の金融再編及び不良債権処理」（7月19日午後）

金融庁の池田宜睦氏⁷から、日本の金融再生や不良債権処理の歴史や問題点について概説していただき、研修員らは、日本が不良債権処理の過程でたどった問題点を、その失敗例も含め、理解を深めたようであった。

(2) 講義「日本における民間ファンドの不良債権処理」（7月20日午後）

株式会社きらぼしコンサルティングの斎藤一之氏⁸から、日本の過去の不良債権処理において、金融機関等が実際にどのような手段で不良債権処理を行ったかについて、担保資産の売却の実例等を踏まえて講義をしていただき、その際、斎藤氏からは、担保不動産の最終の利用者をいかにして見つけるかが重要であり、そのためにも、安定した登記制度が有用であるとの示唆があった。

(3) 講義「債権管理回収業に関する特別措置法について」（7月25日午後）

法務省大臣官房司法法制部の砂古剛部付⁹から、債権管理回収業に関する特別措置法、いわゆるサービサー法について講義をいただき、研修員たちは、日本の不良債権処理の過程でサービサーが果たした役割や、その債権回収の方法、社会的背景について理解を深めたようであった。

⁷ JICA「国家銀行改革支援プロジェクト」（ベトナムにおいて実施、現在は終了）元長期派遣専門家

⁸ JICA「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト」（同上）元長期派遣専門家

⁹ 講義当時。現在は東京地方裁判所裁判官。

5 テーマ横断的なプログラム等

(1) 講義「ベトナムにおけるソフトインフラ整備」(7月19日午前)

株式会社富士通総研経済研究所濱崎博氏、株式会社富士通下村大樹氏らより、財産登記等ソフトインフラが整備された場合の、ベトナム経済における正のインパクトについて講義をしていただき、研修員は、財産登記制度をベトナムにおいて整備することの、経済的効果の側面について理解を深めたようであった。

(2) 衆議院法制局訪問及び国会見学(7月20日午前)

鈴木正典衆議院法制局長を表敬訪問し、その後、鈴木局長ほか衆議院法制局職員との間で、質疑応答及び意見交換を行い、引き続き、国会見学を行った。

研修員は、意見交換において、衆議院法制局の基本的権能、議員立法における法令の整合性確保の取組み等について、熱心に質問していた。

(3) 講義「債権回収及び金融実務の観点から見た日本の担保制度及び登記制度」(7月27日午前)

アイマン総合法律事務所の井上圭吾弁護士（大阪弁護士会所属）から、債権回収及び金融実務のご経験に基づいて、担保物権や登記制度が果たす役割についてご講義いただいた。

井上弁護士の講義は、研修員がこれまでの講義で学んだ不良債権処理、登記、民事執行につき、横断的に、かつ簡潔におさらいするものであり、研修員からはわかりやすいと大変好評であった。

(4) 意見交換「ベトナムにおける今後の金融再生法制、担保法制について」(7月27日午後) 及び統括質疑応答(7月28日午前)

これまでの講義内容に関する質疑応答を行うとともに、これまでの講義や見学等を踏まえて、今後、ベトナムにおける不良債権処理、担保法制、登記法制の整備をどのように進めていくかについて意見交換を行った。

研修員からは、日本の法制度について高く評価する声が聞かれ、また、登記法制の確立には、様々な機関との調整が必要であり、そのためには、いかにこの重要性をベトナム政府関係者（特に高官）に認識させていくかについて考え方抜かなければならぬとの意見が多数聞かれた。

第3 おわりに

本研修においては、研修員の関心事項に応えつつ、日本側の関心事項をそれらに関連付けてインプットしたことでの、研修員らの関心も満たすことができたとともに、日本側の関心事項である登記制度についても、意見交換のコマにおける研修員の発言を聞く限り、その重要性について十分理解を得られたものと思われ、非常に有意義な研修となった。

また、本研修においては、日本弁護士連合会国際交流委員会の先生方、法務省訟務局付及びJETRO大阪本部の職員等、当部外の方々に広く聴講していただいた。

法整備支援は、その質・量ともに広がりを見せており、従来のように限られた機関だけ

で情報共有を図っていたのでは、広がりを見せる法整備支援の課題に到底対応できず、そのためには、関係機関の連携と強調が不可欠であるところ、様々な方々に当部の取組みを知っていただくことで、眞の意味での法整備支援のネットワーク形成に資すると考えたからである。

最後になるが、このように、有意義な研修を実施できたのは、講師の先生方をはじめ関係者の皆様の御尽力の賜物であり、この場を借りて改めて心より御礼申し上げるとともに、引き続き、関係者の皆様におかれでは、ベトナム法整備支援に対する温かなご声援をお願い申し上げることとしたい。

第57回ベトナム法整備支援研修

	グエン・スアン・タイン	
1	Mr.	Nguyen Xuan Thanh
	首相府官房副長官 Vice Chairman, OOG(Office of the Government)	
	グエン・フオック・トー	
2	Mr.	Nguyen Phuoc Tho
	首相府法令部部長相当 Acting Director General, Law Department, OOG	
	ドー・ホアン・イエン	
3	Ms.	Do Hoang Yen
	司法省司法補助局長 Director General, Agency of Judicial Support, Ministry of Justice	
	グエン・クオック・ヴィエット	
4	Mr.	Nguyen Quoc Viet
	首相府行政部長 Director General, Administration Department, OOG	
	グエン・レ・トゥイ	
5	Ms.	Nguyen Le Thuy
	首相府法令部副部長相当 Deputy Director General, Law Department, OOG	
	ハー・ヴァン・サン	
6	Mr.	Ha Van Sang
	首相府法令部副部長相当 Deputy Director General, Law Department, OOG	
	レ・タイン・ヴァン	
7	Ms.	Le Thanh Van
	首相府総合経済部副部長相当 Deputy Director, General Economic Department, OOG	
	チャン・ドゥック・タン	
8	Mr.	Tran Duc Tan
	ベトナム国家銀行法制部職員 Official, Legal Department, State Bank of Vietnam	
	ファム・ティ・トウ・ヒエン	
9	Ms.	Pham Thi Thu Hien
	首相府総合部職員 Official, General Affairs Department, OOG	
	フイン・ヴ	
10	Mr.	Huynh Vu
	首相府人事組織部職員 Official, Personnel Organization Department, OOG	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 松尾宣宏(MATSUO Nobuhiro), Professor 岩井具之(IWAI Tomoyuki), Professor 大西宏道(ONISHI Hiromichi)

国際協力専門官 /Administrative Officer 遠藤 裕貴(ENDO Yuki)

第57回 ベトナム法整備支援研修日程表

[教官:松尾教官、岩井教官、大西教官 専門官:遠藤専門官]

月	曜					
7 17	月 ・祝	入国				17:00
7 18	火	10:00 JICAオリエンテーション 赤れんが共用会議室	11:30 【表敬訪問】 法務総合研究所長 赤れんが所長室		14:00 ICDオリエンテーション 国際協力専門官 遠藤裕貴 赤れんが共用会議室	15:00 【講義】日本の民事執行、民事保全法制について 国際協力部教官 梅本友美 赤れんが共用会議室
7 19	水	10:00 【講義】ベトナムにおけるソフトインフラ整備 株式会社富士通総研経済研究所 濱崎博、株式会社富士通 下村大樹 赤れんが共用会議室	12:00		13:30 【講義】日本の金融再編及び不良債権処理 金融庁検査局総務課市場企画管理官 (JICAベトナム国家銀行改革プロジェクト元専門家) 池田宜睦 赤れんが共用会議室	16:00 【表敬訪問】 法務事務次官 赤れんが共用会議室
7 20	木	10:00 【表敬訪問及び国会見学】	12:00 衆議院法制局		14:00 【講義】日本における民間ファンドの不良債権処理 (株)きらぼしコンサルティング(JICAベトナム国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト元専門家) 斎藤一之	16:30 赤れんが共用会議室
7 21	金	移動(東京→大阪)		部長主催意見交換会	14:00 【講義】日本の財産登記制度の概要 国際協力部教官 大西宏道	17:00 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)
7 22	土					
7 23	日					
7 24	月	10:00 【講義】日本の不動産登記制度の構築 都城市代表監査委員(元横浜地方法務局長)新井克美 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)	12:00		14:00 【講義】財産登記と担保物権 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾弘	17:00 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)
7 25	火	10:00 【訪問】大阪法務局	12:00 大阪法務局		14:00 【講義】債権管理回収業に関する特別措置法(いわゆるサービス法)について 法務省大臣官房司法法制部 部付 砂古剛	17:00 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)
7 26	水	10:00 【講義】比較法の観点から見た民事執行制度 立命館大学法務研究科教授・弁護士 平野哲郎 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)	12:00		14:00 【訪問】大阪地方裁判所民事執行センター	17:00 大阪地方裁判所民事執行センター
7 27	木	10:00 【訪問・講義】債権回収及び金融実務の観点から見た日本の担保制度及び登記制度 アイマン総合法律事務所 弁護士 井上圭吾 大阪弁護士会	12:00		14:00 【意見交換】ベトナムにおける今後の金融再生法制、担保法制等について 国際協力部教官	17:00 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)
7 28	金	10:00 総括質疑・意見交換 国際協力部教官	12:00 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)		12:30 評価会、修了式	国際会議室(大阪中之島合同庁舎)
7 29	土	帰国				